

2025年1月 No.38

令和7年度税制改正大綱④：スピノフ税制の改正

弁護士 堀内 健司

1. はじめに

2024年12月27日、「令和7年度税制改正大綱」（「大綱」）が閣議決定され、公表された。大綱の内容は多岐にわたるが、本ニュースレターでは、小職がその改正に関与した、スピノフ税制に関する改正を取り上げる。なお、大綱における他の重要な税制改正については、税務ニュースレター「[令和7年度税制改正大綱：ミニマム課税・CFC税制（合算タイミング）・移転価格税制（利益B）、今後の法人税のあり方](#)」、「[同②：防衛増税関係](#)」、及び「[同③：外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）の見直し～リファンド方式の導入～](#)」を、それぞれ参照されたい。

2. スピノフ税制における分配資産割合に関する改正（大綱53頁及び54頁）

(1) 分配資産割合とは

株式分配（スピノフ）¹を行った場合、スピノフを実施した法人（スピノフ実施法人）²は、同社の株主に対し、分配資産割合を通知しなければならない³。スピノフ実施法人の株主は、スピノフに際して、スピノフの対象となる法人（スピノフ対象法人）の株式を受け取るようになることになるところ、各株主は、スピノフの効力発生直前のスピノフ実施法人株式の取得価額（帳簿価額）を、スピノフの効力発生直後のスピノフ実施法人株式の取得価額と、スピノフによって取得することになるスピノフ対象法人株式の取得価額に割り付ける必要がある。そして、この割り付けのために用いられる割合が、大要以下の計算式によって定められる分配資産割合である。

分配資産割合：

スピノフ直前のスピノフ実施法人におけるスピノフ対象法人株式の帳簿価額に相当する金額

÷

スピノフの効力発生日の属する事業年度の前事業年度終了の時のスピノフ実施法人の資産の帳簿価額から負債の帳簿価額を減算した金額（前事業年度終了時から株式分配の直前までの資本金等の額及び一定の利益積立金の増減額を含む）

そして、スピノフの効力発生直前のスピノフ実施法人株式の取得価額は、分配資産割合を用いて、効力発生直後のスピノフ実施法人株式の取得価額と、スピノフによって取得することになるスピノフ対象法人株式の取得価額に、以下のとおり割り付けられる⁴。

¹ 会社分割についても同様の規律が定められているが、株式分配によるスピノフが実務上一般的であることを踏まえて、株式分配で代表する。

² 法令上の文言としては「現物分配法人」に該当する。

³ 個人株主について所得税法施行令113条の2第4項、法人株主について法人税法施行令119条の8の2第2項

⁴ 適格株式分配の場合

	取得価額
スピノフ実施法人株式	スピノフ実施法人株式の取得価額×(1-分配資産割合) ⁵
スピノフ対象法人株式	スピノフ実施法人株式の取得価額×分配資産割合÷スピノフ実施法人株式1株について取得したスピノフ対象法人株式の数 ⁶

(2) 現行制度の問題点

分配資産割合はスピノフ対象法人株式の帳簿価額がスピノフ実施法人の純資産価額に占める割合を意味しており、この割合に応じてスピノフ対象法人株式の取得価額の割り付けを行うことを意図するものである。この規律は一般論として合理的な内容といえるが、スピノフ実施法人がグループ通算制度を採用している場合には、以下のとおり、スピノフの効力発生日までに分配資産割合が決まらないという問題があった。

具体的には、スピノフ実施法人がグループ通算制度を採用している場合、スピノフに伴いスピノフ対象法人がグループ通算制度から離脱することになるため⁷、スピノフの効力発生日の前日に投資簿価修正が必要となり、スピノフ実施法人におけるスピノフ対象法人株式の帳簿価額を同日のスピノフ対象法人の純資産価額に相当する金額に修正する必要がある⁸。しかしながら、スピノフ直前（すなわち、スピノフの効力発生日の前日）のスピノフ対象法人の純資産価額は同日付のスピノフ対象法人の計算書類を作成しない限り算出できないため、必然的にスピノフの効力発生日までに分配資産割合（特にその分子）が決まらず、その結果、スピノフ実施法人、スピノフ対象法人いずれの株式についても、スピノフ効力発生日直後の取得価額が一定期間確定できないことになる。

スピノフを行う法人の多くは上場会社であることが想定されるところ、一般株主が保有する上場株式の多くは、証券会社が一般株主に代わって譲渡所得等を計算し申告を行う特定口座⁹で保管されていると考えられる。そして、証券会社が一般株主に代わって申告を行うことから、スピノフ実施法人は、特定口座が開設されている証券会社に対し、株式の取得価額及びスピノフにより取得した株式の取得価額の計算に関し参考となるべき情報（すなわち、分配資産割合）を通知しなければならないとされている¹⁰。

すなわち、特定口座制度は、対象となる上場株式の取得価額が明らかになっていることをその前提とする制度であり、現行法下においてグループ通算法人がスピノフを行った場合、スピノフの効力発生日時点で取得価額が決まらないことを理由に、スピノフ実施法人、スピノフ対象法人いずれの株式についても特定口座への受け入れがなされず、一般口座に移管されてしまうという問題があった¹¹。特定口座で上場株式を保有する一般株主の多くは税務申告に不慣れであることが予想され、株主による申告漏れ、税務当局による事後の追徴課税やその対応に伴う混乱という問題が見込まれた¹²。

また、特定口座に限らず、全ての株主との関係においてスピノフ実施法人及びスピノフ対象法人の株式の取得価額が一定期間確定しないため、その間に株主が株式を譲渡した場合に譲渡損益が確定しないことになり、株式

⁵ 所得税法施行令 113 条の 2 第 2 項、法人税法 61 条の 2 第 8 項、法人税法施行令 119 条の 3 第 24 項、119 条の 8 の 2 第 1 項

⁶ 所得税法施行令 113 条の 2 第 1 項、法人税法施行令 119 条 1 項 8 号、119 条の 8 の 2 第 1 項

⁷ 法人税法 64 条の 10 第 6 項 6 号

⁸ 法人税法施行令 119 条の 3 第 5 項、119 条の 4 第 1 項

⁹ 租税特別措置法 37 条の 11 の 3

¹⁰ 租税特別措置法施行令 25 条の 10 の 2 第 26 項 2 号

¹¹ 現行法において、一般口座に移管された株式を特定口座に再移管することはできない。

¹² NTT ドコモ株式のスクイズアウトによる上場廃止とその後の一般口座への移管に伴う申告漏れに関する新聞報道として

<https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC0206E0S3A700C200000/>

取引に萎縮効果をもたらすという問題も見込まれた。従って、グループ通算法人がスピノフを行うことは実務上困難であり、現に、グループ通算制度を採用していたメルコホールディングスは、昨年 10 月 1 日のシマダヤのスピノフに先立ち、グループ通算制度から脱退することとなった¹³。

(3) 今般の法改正の内容

① 分配資産割合の計算方法の変更

大綱に示された法改正後のグループ通算法人が行うスピノフにおける分配資産割合の計算方法は以下のとおりである¹⁴。ここで、「簿価修正相当額」とは、(多少簡略化すると)スピノフ対象法人の株式を有するスピノフ実施法人の株式分配(スピノフ)の効力発生日の属する事業年度の前事業年度終了の時(前期期末時)において、スピノフ対象法人が有する資産の帳簿価額の合計額及び負債の帳簿価額の合計額を株式分配(スピノフ)の直前においてスピノフ対象法人が有する資産の帳簿価額の合計額及び負債の帳簿価額の合計額とみなして投資簿価修正の規定を適用した場合の簿価純資産不足額又は簿価純資産超過額に相当する金額をいう¹⁵。

$$\frac{\text{投資簿価修正前のスピノフ実施法人におけるスピノフ対象法人株式の帳簿価額に相当する金額} + \text{簿価修正相当額}}{\text{改正前の分母の金額} + \text{簿価修正相当額}}$$

これは、ごくごく簡潔に述べると、グループ通算法人が行うスピノフにおける分配資産割合の分子を、現行法におけるスピノフの効力発生日の前日に行うことになる投資簿価修正によって算出される投資簿価修正額に代えて、スピノフ対象法人が前事業年度末にグループ通算制度から離脱したとみなして計算することによって算出される投資簿価修正額(これが「簿価修正相当額」と定義されている。)を加えて算出することとするものである。投資簿価修正には基準となる日から数ヶ月(グループ法人数の多い法人の場合 4 ヶ月程度)を要するところ、今般の改正により、例えば、事業年度が 12 月期の法人が 7 月 1 日をスピノフの効力発生日とする際に、前事業年度末の 12 月末日の数値を用いて投資簿価修正を行えばよいこととなり、スピノフの効力発生日までに分配資産割合を確定することが可能となる。また、前事業年度末の数値が基準となることで、上記の例において上場承認が遅れた結果、スピノフの効力発生日が 10 月 1 日となったような場合にも柔軟に対応できることになる。

なお、スピノフ対象法人が保有する他の通算法人株式の投資簿価修正についても同様の規律が適用されることになる¹⁶。

② 資本金等の額に関する対応の変更

スピノフ実施法人は、スピノフに際して、スピノフ直前のスピノフ対象法人株式の帳簿価額に相当する金額を、自身の資本金等の額から減算することになっているところ¹⁷、スピノフの直前のスピノフ対象法人株式の帳簿価額に相当する金額は分配資産割合の分子に対応することから、上記法改正の内容が同様に適用されることになる。非適格株式分配の場合のみなし配当の額の計算の基礎となる対応する資本金等の額¹⁸についても同様である。

¹³ 同社第 38 期有価証券報告書 (<https://melco-hd.jp/ir/zaimu/yuho/2403report.pdf>) 79 頁

¹⁴ グループ通算制度を採用していない法人には、現行法の規律が適用される。

¹⁵ 大綱(注 1)

¹⁶ 大綱(注 4 後段)

¹⁷ 適格株式分配の場合(法人税法施行令 8 条 1 項 16 号)。なお、非適格株式分配の場合には、スピノフ直前の資本金等の額に分配資産割合を乗じて算出される金額となる(同 17 号)。

¹⁸ 法人税法施行令 23 条 1 項 3 号、所得税法施行令 61 条 2 項 3 号

また、スピノフ実施法人の株主は、スピノフ実施法人株式のうち、スピノフ対象法人（完全子法人）株式に対応する部分の譲渡を行ったものとみなされ、譲渡原価はスピノフの直前の帳簿価額に分配資産割合¹⁹を乗じて計算した金額²⁰とされるため、上記法改正の内容が同様に適用されることになる。

これらはパーシャルスピノフについても同様であり、パーシャルスピノフにおいてスピノフ実施法人が交付せずに手元に残すスピノフ対象法人の株式の帳簿価額についても、上記法改正の内容が同様に適用されることになると考えられる。

2025年1月17日

¹⁹ 純資産移転割合、純資産減少割合と記載されることもあるが実質的に同じ内容であるため、分配資産割合で代表する。

²⁰ 法令の文言としては「完全子法人株式対応帳簿価額」（法人税法61条の2第8項、法人税法施行令119条の8の2第1項）。なお、所得税につき、措置法通達37の10-2の2(2)、所得税法施行令113条の2第1項、措置法通達37の11-11。

[執筆者]

**堀内 健司**（弁護士・パートナー）

kenji_horiuchi@noandt.com

M&A・企業組織再編と租税法を中心に、企業法務全般を取り扱う。とりわけ、クロスボーダー取引を多数扱うほか、M&A と租税法の両分野の経験が要求される案件に強みを有する。また、薬学部出身で薬剤師の資格を有するという経歴を活かし、製薬企業のコーポレート案件にも数多く従事している。

2005年東京大学薬学部卒業。2008年東京大学法科大学院修了。2009年弁護士登録（第一東京弁護士会所属）。2015年Harvard Law School卒業(LL.M.)。2015年～2016年Cadwalader, Wickersham & Taft LLP（New York）勤務。2017年New York University School of Law卒業(LL.M. in International Taxation)。2017年長島・大野・常松法律事務所ニューヨーク・オフィス（Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP）勤務。2017年New York University School of Law, International Tax Program リサーチフェロー。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイス構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

長島・大野・常松 法律事務所

www.noandt.com

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目7番2号 J Pタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、約600名の弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ、ジャカルタ*及び上海に拠点を構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

(*提携事務所)

NO&T Tax Law Update ~税務ニュースレター~の配信登録を希望される場合には、
<https://www.noandt.com/newsletters/nl_tax/>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<nl-tax@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませようをお願いいたします。